

日病薬発第30-220号  
平成31年2月14日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 木 平 健 治  
情報システム特別委員会  
委 員 長 池 田 和 之

### 医療情報システムの適正な使用に関する留意事項について

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会情報システム特別委員会では、病院薬剤師における医療情報システムの適切な利用等を目的として活動を行っております。

今般、医療情報システムの適切な使用に関する観点から、「医療情報システムの適正な使用に関する留意事項について」を発出いたしますので、以下に記載する内容について、適切な対応をとられますようお願い申し上げます。

#### 1. 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策について

電子カルテシステムや医療情報ネットワークが普及する一方、これら情報システムを介したランサムウェア（身代金要求型ウィルス）等の被害も相次いで発生しております。各施設におかれましては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、ウィルス対策ソフトの導入やUSBメモリ等の可搬媒体の管理徹底など、適切な医療情報システムの管理・運用に努めていただけるようお願いいたします。

#### 2. 改元に伴う情報システム改修等への対応について

本年5月には、天皇の退位等に関する皇室典範特別法に基づく皇位継承に伴って改元が行われる予定となっております。情報システムの内部処理に和暦を用いるケースは少ないと思いますが、新元号への円滑な移行に向けて現状の確認や対策等の準備をいただくようお願いいたします。

3. 「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」の改定について  
厚生労働省より平成30年12月28日に「「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」の改定について」（以下、手順書改定マニュアル）の事務連絡が発出されました。手順書改定マニュアルには、新たに情報システムに関する事項が追記されています。各施設におかれましては、それぞれの施設に対応した内容に改定いただくようお願いいたします。

（参考資料）

医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改訂について  
（厚生労働省事務連絡、平成30年12月28日）

<http://www.jshp.or.jp/cont/19/0115-1.html>